

令和6年度 西原町総合教育会議 議事録

日時	令和7年1月20日(月) 15:30~16:15
場所	西原町役場 3階 全員協議会室
出席者	崎原 盛秀(町長)、新島 悟(教育長)、前田 朋哉(教育長職務代理者)、 下地 京子(教育委員)、平良 政枝(教育委員)、仲盛 康治(教育委員)
職務出席者	新垣 和則(教育部長)、城間 英明(教育総務課長)、前 幸三(教育総務課主幹) 上原 すが子(教育総務課係長)
傍聴人	0名
記録者	上原 すが子(教育総務課係長)

【議題】

第三次西原町教育大綱(案)について

【会議資料】

第三次西原町教育大綱(案)及び関連資料

【開会】

(司会:教育総務課長)

それでは、始めていきたいと思います。

議事進行を町長が行うと定めているところでありますけれども、形式的な司会は進行の方で進めたいと思います。

まず初めに、構成員の皆様、出席状況につきまして、本日全員出席でありますことを報告いたします。

次に、総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議事録を公表することになっており、会議を録音したものを文書にします。それを西原町のホームページで、議事録を公開するということになります。

それでは開会にあたりまして、まずは教育長の方からご挨拶をお願いいたします。

【教育長あいさつ】

着座のままで失礼いたします。

3年ぶりの総合教育会議だと、私は記憶しております。

確認したいのですが、そもそもなぜ総合教育会議なのかということを考えてみますと、ちょうど10年節目で2015年に旧教育委員会制度から今の制度になりました。

すなわち、これが総合教育会議というのは、まず問題点、今までの教育委員会は教育委員会制度で問題があったということです。

何が問題かといいますと、まず1つ目に、これまでは教育委員長がいて、そして教育長がいて、そのどちらが責任とるか、責任の所在が曖昧だったという問題点が指摘されました。

2つ目に、いじめなどの問題に対して、必ずしもこれまでは迅速に対応できていないという点です。

皆さんご承知のように、4年前の2011年に滋賀県の大津市の中学2年生のいじめ事案、それが引き金になって、これまでの教育委員会制度が抜本的に変わって、今の制度になったわけです。

すなわち教育委員長と教育長が一体化したということで、教育委員になって、教育長の任期は3年になったと、教育委員は首長との任期と一緒に4年と、これをまずおさらいといいますか、確認したいと思っております。

3つ目に、旧制度では地域の民意が十分に反映されていないと。要するにどこからが町長で、どこからが教育委員会か、この辺のところもあって、町長はやっぱり民意、町民から負託されたので、この辺の考えがあって、一体化ということで、総合教育この制度が変わってきたわけです。

そして4つ目に地方教育行政に問題があった場合に、必ずしも地方だけじゃなくて、国が最終的に責任を果たせるという最終的な責任は国という、ここがまた出てくるわけですね。

この4つが、これまでの教育委員会制度に変わった制度が変わって、ちょうど節目の10年前に今の制度になったわけです。

ところが段階的に沖縄県においては、教育長の任期に合わせて、中途であるので長期にあわせて3年か4年前に一齐に今の新しい制度になったわけです。この間はバラバラで、ある市町村はまだまだ教育長の任期が残っているというのがあって、すべて変わるのに10年近くかかっていますね。教育委員の任期はここまでかかっていません。

その流れで、総合教育会議が要するに教育委員長と教育長一体化した、新しい教育長の方にあります。

そして教育委員、教育委員には十分機能があるという教育長のチェック機能があると思います。私も説明責任があるということです。

その中ですべての地方自治体に総合教育会議を設置しなさいと義務づけたのです。

新しいことはそういう流れです。

この総合教育会議において教育に関する大綱、今日これから議論するもの、大綱を首長が策定することになります。

そもそもは、この総合教育会議は町長が招集をするものです。

この間、この総合教育会議の事務局は、首長部局にあった一部市町村もありました。

私がちょうど教育委員になって、ある市町村は、首長部局に総合教育会議の事務局はありましたが、教育に関わるものだからやはり教育委員会だろうということで、首長部局から教育委員会に事務局が移って、要するに町長が事務局に教育委員会に委任したいと。したがって、今日の会議は町長が招集をした会議という意味合いとなっております。

私たちは町長から、委託事務を引き受けて、今日もこの場で先ほどの会議で3回をもって、この大綱について議論してきたところであります。

これをまず押さえたいと思っております。

ちょうど10年の節目の総合教育会議の、また教育大綱の見直しという第三次ということで、皆さん慎重な内容に自由闊達なご議論をよろしくお願いします。

(司会：教育総務課長)

教育長ありがとうございます。

次に崎原町長の方からご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

【町長あいさつ】

皆さんこんにちは。

本日、令和6年度の総合教育会議に教育委員会、委員の皆さん、本当にご多忙の中、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今、教育長からお話がありましたように、その流れ等について、これまではやはり行政と教育分野ってというのは別ですよということをずっと言われてきました。

しかしながら、やはり行政の町長は、町民の負託にこたえるという意味で、政策とこういうものをしっかり受けとめながら、この大綱の中にも盛り込むということになっています。

そういった意味では、これまで先人の皆さんが築いてこられた西原町の歴史文化、あるいは教育文化についてもしっかり盛り込む必要があると思います。

ですから、行政の中で取り組んでいる事業等についても、教育大綱の中で取り組むという形になっています。

そこをしっかりと反映するために、今日の会議がございまして、ぜひ各委員の皆さんには、ご議論を交わしていただいて、明日を担う文教の町の子供たち、しっかり育てていくこの環境を作っていく、そのことを担っていただきたいと思います。

基本的には教育委員会の事務局で、私は進行をつとめますが、その会議の内容等について、説明は担当部署ですので、その中で少しわかりづらい部分があれば、ぜひその意見をしっかりと伝えていただきたいと思います。

今日はそういった意味では、慎重審議、特に西原町は文教のまちということですので、そういうこどもたちがしっかり育つような、そういった大綱に示していければと考えておりますので、今日は最後までよろしく願いいたします。

（司会：教育総務課長）

崎原町長ありがとうございました。

ではこれより総合教育会議へ移りますが、西原町総合教育会議設置要綱第5条におきまして、議事の進行は町長が行うと規定されておりますので、崎原町長にお願いします。

【協議】

（議長：町長）

それでは議事進行については、私の方でさせていただきますと思います。

まず本日の議題、第三次教育大綱の案について事務局の方からまずは説明の方をお願いしたいと思います。

（教育部長）

それでは事務局より第三次西原町教育大綱案についてご説明いたします。

まず資料をお開きください。資料1の1ページ。

西原町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、平成29年度に第一次教育大綱が策定され、令和3年には第二次の教育大綱が策定されました。

今年が第二次教育大綱の最終年度となっており、7年度からは第三事業部会等がスタートすることになります。

では、第三次教育大綱についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

教育大綱の作成にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、まず1つ、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌すること。

そして2つ目に地域の実情に応じることとなっております。

そこで西原町では地域の実情を説明しましたとおり、ア西原町まちづくり基本条例、イ西原町まちづくり指針、ウ沖縄県教育振興計画、エ町長の公約、この4つの点を基本にして策定がされました。

それでは教育大綱の内容について、教育総務課長から説明をさせていただきたいと思いません。

(教育総務課長)

それでは私の方から説明していきたいと思いません。

先ほどご説明したように重複することになりますけれども、少しだけ説明させていただきます。説明は、新旧対照表を準備しておりますので、資料の2ページをご覧くださいと思いません。

まず対照表の左の方が、今回の第三次教育大綱の案になります。右側が第二次西原町教育大綱というところになります。

左側の方を見ていただきまして、まず1の大綱策定の趣旨に関しましては、第二次からの大きな変更はございません。

次に2の大綱の対象期間について。こちらについては、これまで令和3年度から6年度ということでありましたけれども、今回、令和7年度から令和10年度までの4年間の期間ということになります。

3番、目標になります。

これにつきましては、沖縄県なども参考にしながら、こちら、これまで策定してきておりますので、こちら県の方に変更はありませんので、(1)(2)(3)ともに変更なしということと考えています。

次に4ページをお開きください。4の施策の展開というところになります。

こちらに関しては、表題を変更しているところでもあります。

学校教育の充実、から改めまして、誰一人取り残されない学びと心豊かなたくましいこどもの育成というところに表題を変更しております。

中身につきましては、協働的な学び、あと自立した学習者ということで、国の振興計画の方を参考に、書きぶりを改めているところでもあります。

下から5行目になりますけれども、新たに人権道徳教育を通し、互いの多様性を認め合う、インクルーシブ教育システムを推進するというところで、新たに含めているところでもあります。

(2)に移ります。

教育環境の充実というところで、こちらについてはデジタル化による教員が働きやすい環境、デジタル教材の活用による児童生徒の学習環境の充実を図ることと、学校施設に関しましては長寿命化を図っていくということを新たに盛り込んでいるところでもあります。

(3) 番、家庭地域と連携・協働した教育活動の推進というところで、これまで学校運営協議会制度の導入としていたところを今後は推進という形でコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組むというところに改めております。

また新たな部活動の地域移行に関して新たに取り組むとなっておりますので、こちらについても新しく含めたところがございます。

6 ページに移ります。

(4) 番、公立認定子ども園移行ということで、これまで認定子ども園の創設というところもありましたけれども、今後これまで、令和7年度まで公私連携保育連携型認定子ども園創設を予定しておりますので、今後は公立の認定子ども園移行に取り組むということで、こちらについては町長の公約を含めてというところではあります。

(5) 番、学校給食の充実強化というところで、そちらについては農産物の活用や、良質な食材の使用に努める、ということ新たに含めているところではあります。

(6) 生涯学習の振興につきましては、次のページになりますけれども、図書館においては、情報拠点としての利活用、ということ強調して、改めているところではあります。

下から3行目、中央公民館につきましては、町民ニーズを含めた各種事業の実施ということで、町民ニーズをしっかりと取り得ることを規定しています。

(7) 番のスポーツレクリエーション活動の推進につきましては、説明文を削除しまして、今後はバレーボールに関わらず、多種多様なスポーツに親しんでいくという意味合いで、スポーツの振興に努めるということで改めているところではあります。

(8) 青少年の健全育成推進というところで、模範となる優れた教育活動を行った青少年ということで、善行表彰について、さらにそこに取り組んでいって意識高揚を図っていくという考え方で改めています。

(9) 番に関しましては、大きな変更はございません。

(10) 番、町民交流センターの利活用の推進につきましては、これまで自治体主体として行った催し物などを町民が実施する立場にあって、町民センターを活用していただきたい。というところで内容を若干、変更させていただきました。

速足ではありますけれども、大まかに変更点を説明させていただきました。

この大綱につきましては、西原町まちづくり指針との整合などをふまえておまして、それとあわせた形で今後4年間、大綱とまちづくり指針、町の行政運営されることになろうかと思っております。

(議長：町長)

事務局の説明として、第三次教育大綱の案について説明がありました。

この中でまちづくり基本条例というお話が出ていますが、実はこれまでの総合計画から西原町は平成24年にまちづくり基本条例を策定しております。

この中で指針をつくりながら、例えば福祉部門、教育部門、土建部門いろんな事業をその中で展開をしています。ここの内容とそれを一致させるという意味で、この推進基本条例が地域の実情公約等をそこに反映をさせるという意味で、そこもいれながら今回の改正ということではあります。

先ほど1つあったのは、これまで認定こども園で、今後公立についても、そのように次に

もっていきましょうということの説明でした。

それを含めて、何かご意見とか確認したいという点がございましたら、挙手の方よろしく
お願いしたいと思います。

(教育総務課長)

すみません。事務局から申し訳ございません。

対照表の 5 ページの (3) でありますけれども、表題のほうに、家庭地域と連携協働した
と表現しておりますけれども、ここにつきましては、先頭に学校を含めさせていただきたい
など。学校家庭地域と連携協働した教育活動の推進ということで、主体の学校の方を含めさ
せていただきたいと思います。

(議長：町長)

よろしいですか。

5 ページのこの (3)、前段の部分で学校を先に挿入をお願いしたいということです。

(平良委員)

よろしいですか。

(議長：町長)

はいどうぞ。

(平良委員)

すみません。とても小さいことですが、文言に疑問がありまして、今のところの下に新た
に加えた文言部分の中央に、コミュニティスクールやとありますが、この”や”は”と”が
適切じゃないかと思うのですが。

これは一体的推進に取り組む、何と何がという、コミュニティスクールと地域学校協働
活動の一体的推進、この2つです。なので、ここで”や”を入れると、これとこれの一体的
推進という部分でおかしい。14 ページの 9 番には、コミュニティスクールと地域学校協働活
動の一体的推進とあります。意味からしてもこの文章は”や”かと。

(教育総務課長)

こちらに関しては、この文言が実は国の振興計画に参考にしているところではありますけ
れども、それでも意味がわかりづらいということであれば直していいかと。これは振興計画
にかかわらずということです。

(平良委員)

意味が違ってくると思います。

(教育総務課長)

国の振興計画の概要版には”と”という表現が使われておりますのでこちらを使います。

(議長：町長)

皆さん、”や”を”と”に変えるということで。
ほかに、確認だけでもよろしいですよ。

(平良委員)

すみません、もう一つよろしいですか。

7 ページの一番下、これも細かいことですが、各種競技大会やプロサッカーチームなどのキャンプ誘致などを図り、これは”や”があるので、これやこれですよね。各種競技大会や後のプロサッカーチームも取ってしまったら、各種競技大会を図りになってしまうので、こちらを各種競技大会の開催や、として開催を入れて、プロサッカーチームのキャンプ誘致などを図りの方が文章的にいいと思います。

(議長：町長)

各種競技大会の開催や、そうですね。
整理します。

(平良委員)

すみません。8 ページの (8) の最後の青少年の健全な育成に対する町民の理解と高揚を図る、というところが引かかるのですが、理解と意識の高揚か、または意識高揚を図る。高揚は何の高揚かってことですね。意識の高揚を入れたらどうでしょうか。

(議長：町長)

意識の高揚で、確かにその方がいいような気がします。

(平良委員)

次はその下の (9) 文化事業の推進のところですが、文章読んでみたら順序を入れ替えたほうがいいのかというような気がするのですが。

ここは第二次から削ったので、そうなっているのだと思いますが、町民文化団体の伝統文化芸術活動を通して、新たな地域文化創造の気運と、この次の文章が地域に残る伝統文化の保存継承や文化財保護思想の高揚のところですが、新たな地域文化の創造は、その次の地域の中で伝統文化の保存、継承の後に来た方がいいかと。

順序として、まず保存して継承して、その上で新たな地域文化の創造、に続くと思うのですが。

(教育長)

伝統文化芸術活動を通して地域に残る、が先にくるわけですね。
地域に残る伝統文化の保存継承や文化財保護思想の高揚を図るため。

(平良委員)

図りでもいいと思いますので、新たな地域文化創造の気運を高めるためでもいいです。こ

の順序がいいかと。気運との後が抜けているから、意味がわからない。

気運と、の後に高揚を図るという。気運は高揚とは言わないですね。

(教育長)

気運は醸成ですね。

(平良委員)

高めているとか、そういうような言葉を使うので高揚になりますが。ただ、気運は高揚ではないと思いますので、少し工夫しながら順序を入れ替えたらどうでしょうか。

(教育部長)

この部分は意味が変わるわけではないので、ここは事務局で少し校正してみたいと思います。

(平良委員)

質問すみません。

9 ページの (10) の町民交流センター利活用の推進のところですが、文化芸術活動の拠点とし、からいきなり文章始まっていますが、上に見出しは書いてはあるんですが、何を拠点とするのかがはっきりしないので、”町民交流センターを”を入れて文化芸術活動の拠点とし、という表現にしてはどうでしょうか。または、後ろにもって行って、文化芸術活動の拠点として、主体的創造的な文化活動が充実できるよう支援するとか。充実した主体的創造的な文化活動ができるよう支援するとか。

(下地委員)

文化芸術活動の拠点として活用し、を入れたら、施設管理と基盤等が必要ですが、そこは削除ということなので。全部取っ払ったので繋がりが見えなくなっています。文化芸術活動の拠点なのか、振興の拠点なのか。

(教育部長)

活動の拠点ということになると思います。振興は文化協会になります。

(教育総務課長)

文化芸術活動拠点として運営して、主体的創造的な文化活動を支援する。拠点として活用し、というところでもあります。

(下地委員)

質問です。2 ページの目標のところ、赤字の”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、SDGs の視点も踏まえて”の部分がありますが、現在見直し作業が行われているということで、ここは変わる可能性があるということですか。

(教育総務課長)

はい。こちらについては、前回のまちづくり指針の中で意識されて改定された部分で、SDGsという視点です。

今回のまちづくり指針が出たら、その文言は今度の指針をみまして、こちらはもしかすると変更するかもしれないということです。

(議長：町長)

ちょうど今、町の方でまちづくり指針を策定中で、まだ出来上がっていませんので、それと整合性を合わそうということです。

他にありますか。何か確認したり、簡単な質問でもいいですが。

(前田委員)

何故かなというだけなのですが、6 ページの学校給食のところ、第二次にはあった”安全で”を取った理由についてお聞きしたい。

(教育部長)

最後の行に安全安心とあり、文言が重複しているためです。

(議長：町長)

他にございますか。

まちづくり基本条例というのが先ほど申し上げたように、平成 24 年度に策定され、4 年に 1 回改定をします。

この中で町長の公約等が反映されるという意味合いがありますので、それも反映しながら、今回の第三次教育大綱の中に盛り込んでいこうという意味ですので、先ほどの基本条例の中には指針というのがあります。

これが各部署の今後の事業展開が記載されます。ただ、まだ出来ていませんので、その分少し調整をして、その指針が決まれば、そこを盛り込むという形ですので、現時点ではもう少し検討ということになっています。

その中に町長公約ということで、4 年に 1 度町長公約を掲げて、それに向けた取り組みを一緒にやっていきたいという、そのような形で 4 年に 1 度は変わる。その中で、出来ないものは出来ないでもよろしいですので、そういったものをチェックしていただきたい。

町長公約として一部抜粋されているところ、1 ページにある、児童生徒の学校給食費の無償化については、これは全国的な話になってきています。

沖縄県においては、今年は中学校の半額を補助しようと言う形で、市町村も中学生の部分でもかなりの予算がかかるような状況です。

ですから、そういった部分もありますので、これについての取り組みをどういった形で取り組むのかというのを、指針の中で入れていきたいというふうに考えています。

母子手帳のアプリは導入していますし、公立認定こども園ですが、今までは公私連携の形で、今、法人格の皆さんにお願いしながらやっています。

私立こども園のスタートが坂田幼稚園、次が西原南幼稚園、その次が西原東幼稚園という

ことで、今その法人の皆さんと契約締結をして、7年度から西原東こども園となります。

あと残された西原幼稚園、ここは公立で残そうということで、この中に公立認定こども園への移行という形で書いてあります。

他にも総務課とか都市整備課、企画とかありますので、また他の部署の関連もあって、今こどもたちと関わる部分とか、あるいは教育委員会に関わる部分、そこをその中で反映をしていきたいということでもあります。

あと質疑はないでしょうか。なければ、決定をしていいということを手拍で確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～～～ 拍手 ～～～

各委員の慎重な議論をいただきながら、この教育大綱について今回改定をしていくという形にしたい。それから、字句訂正については、修正等について事務局が先ほど調整をさせていただきましたが、その中で修正させていただきたいと思います。

そして、後日教育大綱を配布するという形にしたいと考えていますが、よろしいですか。

(全員)

はい。

(議長：町長)

異議なしという形でいただいたと思います。

いろんなご意見をいただきながら、今回大綱の案を作って出させていただきました。

これからまたいろんな子育て支援、町においても高齢者の皆さんの支援などいろいろな形で出てきます。

特に経済的な貧困対策とか多くの事業で、教育委員会に関わる部分も出てくるかと思いますが、また教育委員の皆さんにも、引き続きご協力を賜りたいというふうに思います。

私の議事は以上で終了ということでよろしいですか。

ありがとうございました。お疲れ様でした。

あとは事務局に返したいと思います。

(司会：教育総務課長)

それでは事務局から連絡事項を伝えていきたいと思います。

本会議の議事録につきましては、後日西原町ホームページに掲載する予定となっております。議事録案を作成し、構成員の皆様にご確認をお願いする場合があります。その際は対応をお願いしたいと思います。

それでは最後に閉会ということで、部長の方からあいさつをお願いしたいと思います。

【閉会】

(教育部長)

それでは、ただいま令和7年度から10年度までの本町の教育のあり方を示す第三次西原

町教育大綱が承認されました。

ありがとうございます。

大綱に示された理念に基づき、掲げた各教育施策が大きな成果を生むよう、教育委員会職員一丸となって取り組んでまいります。

どうぞ今後とも、ご指導よろしくお願ひします。

それでは以上をもちまして、総合教育会議を終了したいと思います。

本日はありがとうございました。